別表六(二十一)の表中「供用年度のリース特別控除額（別表六(二十二)「6」の供用年度分）」を「供用年度のリース特別控除額（別表六(二十五)「6」の供用年度分）」に、「供用年度後における繰越税額控除限度超過額実施額の合計額（別表六(二十二)「7」の合計額）／供用年度の取得に係る繰越税額控除限度（別表六(二十二)「9」の供用年度分）／の控除／超過額」を「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額（別表六(二十五)「7」の合計額）／供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「9」の供用年度分）」に改め、同表の記載要領第二号中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十二)「9」の供用年度分）⑲」の各欄」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「9」の供用年度分）⑲」の各欄」に改め、同号②ロ中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十二)「9」の供用年度分）⑲」の欄」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「9」の供用年度分）⑲」の欄」に、「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十二)「9」の供用年度分＋「10」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）⑲」」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「9」の供用年度分＋「10」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）⑲」」に改め、同表を別表六(二十四)とする。

別表六(二十)を削る。

別表六(十九)の表中「特別控除又は避難解除区域」を「特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等」に、「福島県知事の確認を受けた日」を「福島県知事の認定又は確認を受けた日」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「70の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「34の②」）」に改め、同表の記載要領第1号中「特別控除）又は第17条の3の2第1項（避難解除区域」を「特別控除）、第17条の3の2第1項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の3の3第1項（避難解除区域等」に改め、同第二号中「第17条の3の2第1項」の次に「又は第17条の3の3第1項」を加え、同号を同第三号とし、同第1号の次に次の1号を加える。

2　「福島県知事の認定又は確認を受けた日　⑷」の欄は、震災特例法第17条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消すこと。

別表六(十九)を別表六(二十一)とし、同表の次に次の1表を加える。